

常任委員会

第39号議案・平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例から第43号議案・平日夜間初期救急外来医療に関する事務の委託についてまでの計5議案について、定例会2日目（6月11日）の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。

審査の中で議論されたおもな内容は次のとおりです。

総務財政常任委員会

委員長 佐久間 儀郎
副委員長 安藤 佳生・沼倉 啓介
副委員長 伊藤 勝美
委員 平間 知一・四竈 英夫

平成23年度は1世帯、平成24年度は2世帯、平成25年度は2世帯で、3年間の合計で48万3千円の減免額となる。

〔質疑〕減免となる税額は、どこから補填される仕組みになつているのか。

◎第39号議案・平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

建設産業常任委員会

委員長 志村 新一郎
副委員長 大野 栄光
委員 渡谷 政義・管野 恭子
保科 惣一郎・大町 栄信

金により全額財政支援される。〔質疑〕国から特別調整交付金による通院部分の申請はない。

◎第41号議案・白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕過去にこの条例の適用を受けた件数と減免金額はいくらか。

〔答弁〕国民健康保険税は、

〔質疑〕この条例により減免となる者の数と保険料額の合計はいくらか。

〔答弁〕平成23年度は3名、平成24年度も3名、平成25年度は途中転出者を含め2名で、3年間の合計で25万1千20円の減免額となる。

〔質疑〕この減免措置は、いつまで継続されるのか。

〔答弁〕今回の減免措置の対象は、平成26年度までである。

〔答弁〕適用を受けた対象は1件で、平成22年度から平成24年度までの3年間で、課税免除額は約610万円である。

委員長 制野 敬一
副委員長 山田 裕一
委員 水落 孝子・小川 正人
佐藤 英雄・山谷 清

〔質疑〕他の企業からの申請は無かったのか。

〔答弁〕大震災以降、都市計画の用途指定での工業地域、または準工業地域は、復興特区法による固定資産税の減免を受けられる。この条例での課税免除は3年だが、復興特区法での課税免除は5年となるため、有利な復興特区法での適用を受けている。「用途

指定の無い地域」の企業からの申請はない。

〔質疑〕条例改正により年間費用はいくらになるのか。

〔答弁〕今回の補正予算で371万3千円を計上しており、当初あわせると1億478万円ほどとなる。

〔質疑〕中学生の通院部分が増えることによる見込み額はどういうに算定したのか。

〔答弁〕今回の補正予算計上分は10月から1月分まで4ヶ月間の助成費分で、2月・3月分は4月以降の請求となる。金額の算定にあたって、市内中学生は約960人いるが、平成25年度一人あたりの助成額が約3万2千円の実績で、これらに受診率を考慮して算出している。

教育民生常任委員会



〔質疑〕過去にこの条例の適用を受けた件数と減免金額はいくらか。